

○名寄地区衛生施設事務組合証紙条例

(昭和47年8月1日条例第3号)

改正	昭和48年3月30日条例第7号	昭和49年3月30日条例第2号
	昭和50年2月27日条例第5号	昭和51年3月9日条例第2号
	昭和52年5月21日条例第5号	昭和53年2月28日条例第2号
	昭和54年9月22日条例第2号	昭和55年9月22日条例第4号
	昭和56年10月15日条例第2号	昭和57年10月19日条例第2号
	昭和58年4月1日条例第1号	昭和59年2月27日条例第5号
	昭和60年2月25日条例第2号	昭和61年2月25日条例第2号
	昭和63年2月29日条例第2号	平成元年3月1日条例第2号
	平成5年2月25日条例第2号	平成7年2月24日条例第4号
	平成9年3月5日条例第4号	平成11年3月4日条例第4号
	平成12年4月28日条例第2号	平成15年3月4日条例第3号
	平成25年2月28日条例第4号	平成26年3月3日条例第2号
	令和元年8月30日条例第1号	令和5年3月3日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第2条 名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成29年条例第5号）第17条第2項に掲げる手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

(証紙の種類及び形式)

第3条 証紙の種類は、175円、710円、890円、1,780円及び4,450円とする。ただし、音威子府村については、120円、490円、615円、1,230円及び3,075円とする。

2 証紙の形式は、別に規則で定める。

(領収書の不発行)

第4条 第2条の規定により手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売り捌き)

第5条 証紙は、管理者の指定する売り捌き人（以下「売り捌き人」という。）において売り捌くものとする。

2 売り捌き人は、証紙を管理者の定めるところにより、組合から買い受けるものとする。

3 管理者は、第1項の規定により売り捌き人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(証紙の無効)

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは棄損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還など)

第7条 証紙は、これを返還して、現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定による売り捌き人の指定を取り消したとき、その他管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第8条 この条例に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和47年8月1日条例第3号)

(施行期間)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の証紙の種類及び形式は、昭和48年3月31日までは、組合、市及び町各々従前使用したものによるものとする。

附 則 (昭和48年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年2月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年3月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年5月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則 (昭和54年9月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則 (昭和55年9月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則 (昭和56年10月15日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年11月1日から適用する。

附 則 (昭和57年10月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年11月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年2月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年2月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月1日条例第2号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月25日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月24日条例第4号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月5日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月4日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日条例第2号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月4日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

